

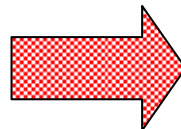
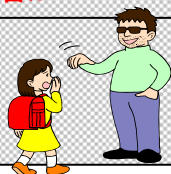
②地域の教育力の向上について ～子ども待機スペース交流活動推進事業～

(新 規)
H18予算案 703百万円

地域社会

子どもを狙った卑劣な犯罪の増加

- ・連れ去り
- ・通り魔
- ・変質者 など



「地域の子どもは地域で育む」

- ・子どもたちを一人で下校させない体制づくり
- ・地域社会が一体となって子どもたちを見守ること

の重要性

子ども待機スペースの設置



小学校低学年と高学年での終了時間の違い

<一般的な小学校の例>

小学1～2年の終了時間 14:00(4校時で終了)

小学5～6年の終了時間 16:30(6校時で終了)

} 2時間半の違い

放課後

小学校低学年が安全・安心に活動出来る場所

【子ども待機スペース】

全国 1,150市町村(1市町村あたり1箇所)で実施

(高学年の終了時間にあわせて)

- ・高学年の子どもたちと集団下校
- ・保護者等の出迎えまでの間、引き続き活動



【学校の余裕教室等を活用】

地域住民が子どもたちを見守る

- ・PTA関係者 ・退職教員 ・高齢者などの積極的な協力を得る。

○ 様々な交流活動の実施

- ・昔遊びや読み聞かせなどを通して、普段接することのない地域の人々との交流を図る。

子どもと大人間、大人と大人間の相互理解を図り、地域での「知り合い」を増やすことを促進。

放課後児童健全育成事業と地域子ども教室推進事業

	放課後児童健全育成事業(厚生労働省)	地域子ども教室推進事業(文部科学省)																				
目的と対象	共働き家庭(留守家庭)の児童(おおむね10歳未満)を対象とした健全育成事業	すべての児童生徒(小学生、中学生)を対象として、各種体験活動や地域住民との交流活動の場を提供																				
箇所数	15,184か所(平成17年5月)	7,954か所(平成17年度)																				
実施場所	<table border="0"> <tr><td>学校内(余裕教室)</td><td>28%</td></tr> <tr><td>学校内(専用施設)</td><td>17%</td></tr> <tr><td>児童館</td><td>17%</td></tr> <tr><td>専用施設</td><td>10%</td></tr> <tr><td>既存公的施設利用</td><td>9%</td></tr> <tr><td>その他(民家、保育所等)</td><td>19%</td></tr> </table>	学校内(余裕教室)	28%	学校内(専用施設)	17%	児童館	17%	専用施設	10%	既存公的施設利用	9%	その他(民家、保育所等)	19%	<table border="0"> <tr><td>学校内(余裕教室、体育館、グラウンド等)</td><td>48%</td></tr> <tr><td>公民館</td><td>22%</td></tr> <tr><td>児童館</td><td>1%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>29%</td></tr> </table> <p>(平成16年度実績)</p>	学校内(余裕教室、体育館、グラウンド等)	48%	公民館	22%	児童館	1%	その他	29%
学校内(余裕教室)	28%																					
学校内(専用施設)	17%																					
児童館	17%																					
専用施設	10%																					
既存公的施設利用	9%																					
その他(民家、保育所等)	19%																					
学校内(余裕教室、体育館、グラウンド等)	48%																					
公民館	22%																					
児童館	1%																					
その他	29%																					
活動時間日数	原則として、年間281日以上(土曜日や夏休みも開所)、1日3時間以上(午後6時頃まで)開設	年間を通じた継続的な実施																				
事業内容	<p>放課後児童に適切な遊びや生活の場を提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後指導員を配置 ・遊具、図書、ロッカー等を設置 ・連絡帳等による保護者との情報・意見交換体制の確保 ・出欠確認、児童の安全確認 	<p>学校の教室や校庭などを子どもの居場所として開放し、様々な体験活動、地域住民との交流を提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の大人、退職教員、大学生等を指導員等として配置 ・原則として自由参加 																				
経費	<p>補助基準額 264万3千円(児童数36~70人の場合)</p> <p>市町村が事業化し、全体経費528万6千円のほぼ半分を保護者が負担することを想定し、残りの半分を国、都道府県、市町村が3分の1ずつ負担。</p>	<p>委託費 114万9千円(平均)(各地域からの申請による)</p> <p>文部科学省から実施主体(運営協議会等)への直接委託(全額)。活動内容によっては材料費などを保護者が負担。</p>																				
根拠	<p>児童福祉法に基づく事業(第2種社会福祉事業)</p> <p>市町村は、地域の実情に応じた事業実施の努力義務を負う。</p>	<p>国としての予算措置は平成16~18年度の3カ年</p>																				

3-4. 「放課後児童施策」について

「放課後キッズクラブ」では、地域の協力を得ながら、子どもの成長に応じた様々な活動プログラムを用意

- お寿司屋さんが巻き寿司づくりを伝授！



- 等身大の壁画を描いてみよう！



放課後キッズクラブ事業

「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所として、学校体験では得られない多様な活動プログラムを用意
(市内小学校19か所)

- ・月～土曜の19時まで
- ・法人(公益法人、NPO等)が運営
- ・平成16年から実施

順次転換

はまっ子ふれあい スクール事業

放課後、通い慣れている小学校施設を利用し、異年齢児間の交流や遊びを通じて児童の社会性や自主性、創造性を養う場
(放課後キッズクラブ実施校を除く市内全小学校337か所)

- ・月～土曜の18時まで
- ・運営委員会が運営
- ・平成5年から実施

放課後児童健全育成事業 (学童保育)

昼間保護者がいない家庭等の子どもたちが、安全で豊かな放課後を過ごすために、地域の理解と協力のもとで実施
(177か所)

- ・運営委員会が運営
- ・昭和38年から実施

実施数は18年4月1日見込み

とやまっ子さんさん広場モデル事業

地域住民等が、地域において多様な形で自主的に取り組む子どもの居場所づくりを支援

- ① 放課後児童クラブ(児童福祉法)が、10名以上、年間200日以上開設を補助採択要件とするのに対し、5名以上、100日以上と要件を緩和しており、地域での取組みが容易
- ② 利用者にとっても「親の就労」の有無問わず利用可能

運営団体

①町内会等の地域住民団体 ②ボランティア・NPO活動を行う組織・団体 など

●開設日数 年間概ね100日以上
ただし、夏休みなど長期休業期間のみの
開設も可

運営

公民館

地区集会場

民家 など

●開設時間

14時から19時までの
間の原則3時間以上
(19時までの開設を
促進)

●対象児童

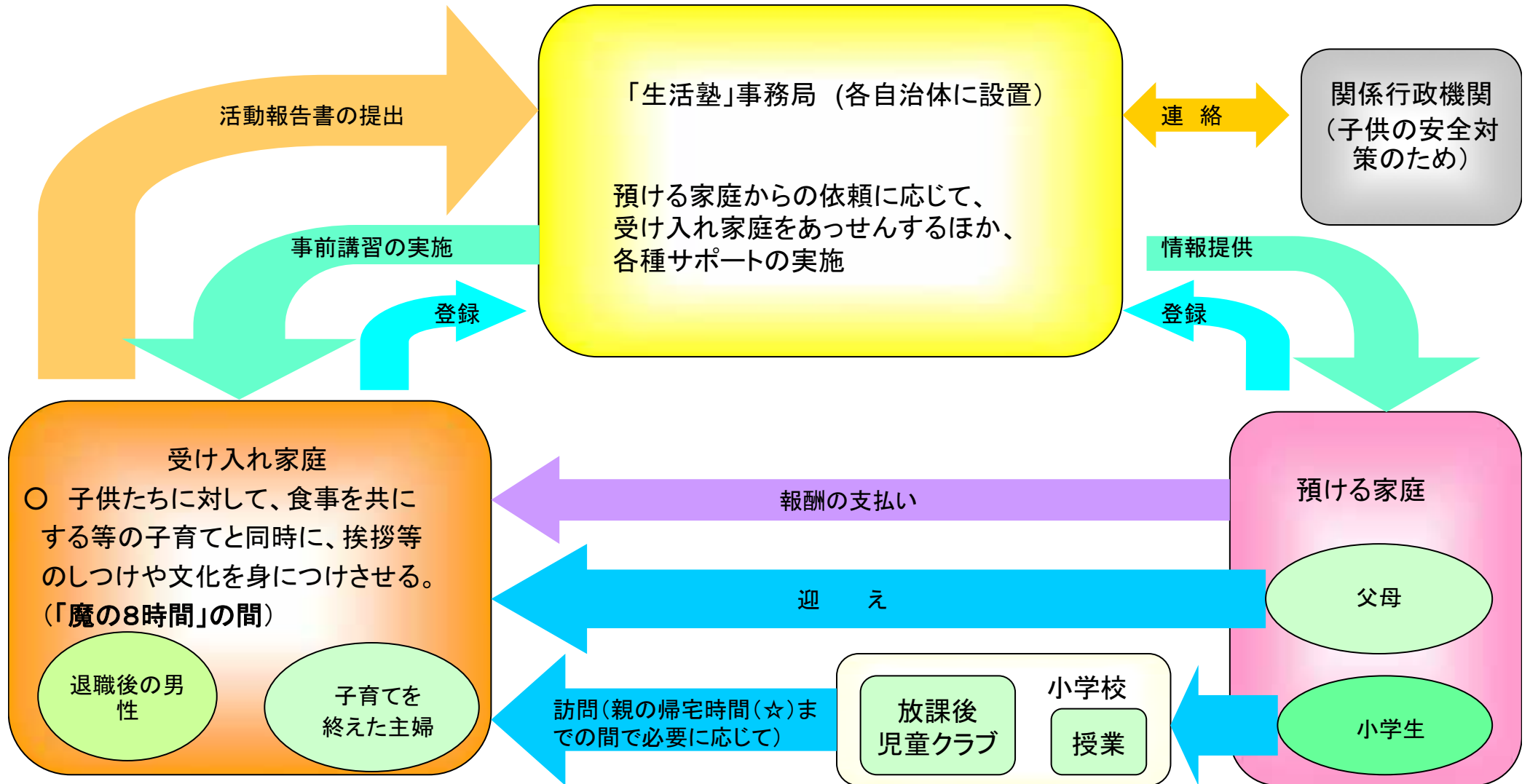
- ・原則小学生
以下の子ども
- ・概ね5人以上

●世話人

- ・地域住民
- ・地域の高齢者 他

運営費については、県と市町村で助成(最高で100万円)

「生活塾」モデル事業のイメージ



☆ 職住近接地域では19～20時、それ以外では21～22時頃